

消費者問題 ニュース

CONTENTS / 2013.4 No.153

レポート	1
「消費者教育フェスタ in 東京」開催される／シンポジウム「我が家の地盤は大丈夫?」／院内集会「改正貸金業法の成果と課題を考える」／米国ランチヤイズ調査報告／保証制度の抜本的改正に向けての地方議会への請願活動	
事件情報	6
地方自治体の投資被害事案で、専属的管轄合意の効力を認めず自治体に有利な移送決定をした事例／専門学校での学費不返還特約について適格消費者団体による差止請求が認容された判決／信用取引を中心とする株式取引につき適合性原則違反、過当取引を理由とする不法行為責任を認めた判決／野村證券による仕組債の販売に関して説明義務違反を認め、逆転勝訴した判決	
文献・催事紹介	8

レポート

「消費者教育フェスタ in 東京」開催される

1 はじめに

2013年2月27日、28日、東京・イイノホールで、文部科学省主催の「消費者教育フェスタ in 東京」が開催されました。教育関係者、地方消費者行政関係者、消費者団体関係者、事業者など、約200人が参加しました。

同年1月の神戸での開催に続き、「連携・協働による消費者教育」をテーマに、1日目は全体会と学校教育、社会教育の2つの分科会、2日目はワークショップ「ともにつくる消費者教育」が実施されました。

2 消費者教育推進法で進む取り組み

全体会では、文部科学省と消費者庁から、消費者教育推進法（以下「推進法」といいます。）の制定を受けた行政の取り組みが紹介されました。

文部科学省では、来年度、消費者教育推進のための調査研究事業として、一定の予算を支出して各地教育委員会や学校に消費者教育に関する教材・取り組み例の開発を委託するモデル事業の実施を予定しています。推進法の基本理念を踏まえ、教科横断的な取り組み、環境、食育、

国際理解教育、法教育等との連携に関する取り組み、家庭との連携など、様々な連携による効果的な教育プログラムの開発を目指しています。社会教育でも、消費者教育アドバイザーの派遣、連携・協働による消費者教育のモデル事業の実施などが予定されています。

続いて行われた、パネルディスカッション等でも、推進法の制定により消費者教育の理念が明確になり、被害防止のための情報提供と捉えられがちであった消費者教育が、消費者の主体的行動によってもたらされる公正で持続可能な社会（消費者市民社会）を作る消費者を育てるという広がりをもつものとして、教育的観点から捉えやすいものとなったと語られました。

総じて、推進法の制定により、政府の施策も前進し、様々な主体の連携が進み、消費者教育を充実させる機運が高まっていると感じさせました。

3 実際の教育事例から

学校教育分科会では、まず筆者が「北欧における消費者教育と消費者教育推進法について」と題して講演を行い、公正で持続可能な社会を作るための消費者の行動の大切さ、消費者市民社会の考え方と教育の重要性、新しい消費者教育の全体像を示す「消費者教育の体系イメージマップ」（消費者庁 HP 参照）をもとに今ある取り組みをつなぐことの重要性を述べました。その後、栃木と高知の学校教育での実践報告がありま

した。栃木の小学校での、エコライフの実践的教育で「学んだことを生活に生かしている」子どもが増えたという報告は、実践的消費者教育のもつ可能性を示す内容でした。

社会教育分科会では、地域ぐるみの「子ども大学」の取り組み、ESD（持続発展教育）などの関連分野での教育例を参考に、地域における連携のあり方を考えました。

4 連携のイメージマップを作る

2日目のワークショップは、異なるセクターの関係者が協働し、ゲームやクイズ集など具体的な教材を使いながら、連携して消費者教育を行うイメージを練る試みでした。実践的作業を通じて、多様な主体の連携により新しい消費者教育が可能となる、具体的なイメージが共有できました。

今回のフェスタで「連携・協働」がテーマとなったのは、限られた時間と資源の中で、一から新しい消費者教育を作るよりも、学校や地域にある様々な取り組みをつなげ、そこに消費者教育の視点を取り込むことが求められているためです。現在、政府の消費者教育推進会議で基本方針の審議が始まっており、今年の夏以降、全国各地で推進法の具体化が始まります。今回のフェスタの成果を活かし、全国で取り組みが進んでいくことを期待したいと思います。

消費者教育・ネットワーク部会
副委員長 島田 広（福井）



シンポジウム「我が家の地盤は大丈夫？」 ～東日本大震災後の地盤情報開示のあり方を考える～

1 2013年3月6日に当連合会主催によるシンポジウム「我が家の地盤は大丈夫？」が開催されました。会場の弁護士会館1701会議室は103名の参加者でほぼ満員、熱気のあるシンポジウムとなりました。

2 2011年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの宅地被害が発生しました。国土交通省が2011年9月時点で発表した資料によると、液状化による被害が2万6914件、それ以外の原因による被害が3592件に上り、多数の被害者が、住居を奪われるなどの多大な経済的損害を蒙り、解決の見込みもなく将来への不安を抱き続けることとなりました。

このような事態を受け、土地住宅部会では、被害調査やヒアリングを行い、宅地被害の問題の解決や被害者の救済が急務である、との認識に至り、2012年3月15日付け「宅地被害者の救済及び予防のための法改正等を求める意見書」を作成し、①宅地被害者相談および救済制度の拡充・創設、②宅地被害予防のためのハザードマップの拡大・充実、宅地購入者への宅地情報提供の義務化、宅地造成の適用範囲の拡大・安全基準の明確化、などを提言しました。

一連の活動のなかで、宅地被害の予防のための最低限の条件である、宅地の来歴や地盤の強さなどの宅地の安全性に関する情報（以下「地盤情報」という。）について、被害者からは、地盤情報に当然必要で当該団地での宮城県沖地震での被害情報すら届いていなかったなどの報告があり、地盤情報の開示のあり方を考えるため今回の開催となりました。



3 冒頭、千葉晃平会員（仙台）から基調報告がなされました。地元での被害の実態と弁護士としての取り組み内容報告とともに、地盤の情報に関して、現状、全国レベルでは国土交通省のハザードマップ等幾つかの情報に接することができたが、このような地盤情報が消費者の手元に届いていなかったこと、今般の震災を体験した者の責任として、震災の教訓を踏まえた方策を講ずることの必要性が報告されました。

4 続いて、宅地被害者の方からの報告がなされました。報告者のご両親は、1978年の宮城沖地震で地滑りにより住居を失われ、より頑丈な建物を建てるなど工夫されたのですが、今回も地すべりによって被災されました。さらに、震災後、東京で住宅を建築しようとしたところ軟弱地盤に不良基礎を建築したことから工事途中で欠陥住宅となってしまい、完成を見ることなくして父親がお亡くなりになるという三重の宅地被害を受けました。現状では住宅の夢は断念せざるを得なくなっており、欠陥住宅問題や土地代のローンの負担に苦しんでおられます。経済的な深刻さはもとより、夢が悪夢に変わるといふ深い精神的苦痛が強く実感される報告でした。

5 パネルディスカッションでは、吉岡和弘会員（仙台）がコーディネーターをつとめ、5人のパネリストにより地盤情報開示のあり方をテーマとして議論がなされました。

前半は、各パネリストからシンポジウムのテーマに沿った質問に回答する形で発言がありました。宅地被害ネットワーク代表の宮野賢一氏から宮城沖地震と東日本大震災双方について、谷を埋めて盛土で宅地造成した箇所に被害が集中していること等の報告がなされました。公益社団法人地盤工学会の谷和夫氏からは、地盤工学会が作成した「東日本大震災の教訓と提言」での宅地被害に関する9つの提言などが報告されまし

た。地盤情報サイトである神戸JIBANKUNを作成された太田敏一氏からは、阪神大震災後のデータベース作成の経験談を通じ、集約すべきデータの種類・収集の方法について報告がありました。国交省都市局都市安全課長の清水喜代志氏からは、宅地被害の原因が液状化と滑動にあることを踏まえ、消費者に地盤情報を届けることが課題であること、新設宅地に防止対策が必要であることが述べられました。

後半では、まず地盤情報の収集・開示の問題点や有効な集約方法について議論がなされました。現在の地盤情報は行政の道路工事等で得られる公的情報が中心であること、その反面、民間宅地の情報収集については個人情報や不利益情報の扱いがあって障害があることの指摘があり、この点については、パネリスト全員が一致して、公的情報では地域が限定されてしまうことや地盤情報の公共性から、民間所有の地盤情報の集約・開示の必要性が訴えられました。また清水氏からは、国土交通省による今年度中を目標とした取り組みとして、行政の地盤情報開示に関する指針の策定と地盤情報を一元化したポータルサイトの充実策などが紹介されました。

また、地盤情報の活用が消費者にとり容易ではないことに関しては、谷氏から、地盤工学会が創設中の「地盤品質判定士制度」について、網羅的な知識を持つ専門家を認定して宅地の取引に関与させ地盤の品質評価、改善提案などを行う制度の構想の説明がなされました。

6 実務担当者が多かったパネリストの方や参加者との間で、地盤情報の共有、開示、活用の必要性と方法論が共有でき、有意義なシンポジウムでした。

土地住宅部会
青木貴央（広島）

院内集会「改正貸金業法の成果と課題を考える」 ～自殺対策、多重債務、円滑化法の出口戦略と世界の金利規制～

1 はじめに

当連合会主催で、表記の院内集会在、労働者福祉中央協議会（中央労福協）、日本司法書士連合会（日司連）の共催で、2013年2月21日に、衆議院第二議員会館で開催されました。

2011年からの超党派での貸金業法の改悪を図る動きを阻止するために、当連合会としては2012年3月と7月の2回、院内集会を開催しました。今回は、2012年末の総選挙の結果、政権交代となり状況の変化が予想されることから、再度、院内集会を開催するに至ったものです。

2 院内集会の内容

(1) 開会挨拶

最初に主催者を代表して当連合会の武井共夫副会長の挨拶があり、続いて、共催団体の中央労福協の山本幸司副会長、日司連の細田長司会長から、それぞれご挨拶がありました。

(2) 国会議員との意見交換

引き続き、これまで多数回ご出席いただいている民主党の前川清成参議院議員、共産党の大門実紀史参議院議員に加えて、自民党の大塚拓衆議院議員、今野智博衆議院議員、みんなの党の佐藤正夫衆議院議員、大熊利昭衆議院議員、井坂信彦衆議院議員のご挨拶がありました。

前川議員からは中間的な議員を取り込んで、仲間を増やすべきである、また大門議員からは利息制限法引下げの議員連盟が必要である、さらに大塚議員からは前回の貸金業法改正に引き続き、改悪阻止に尽力したいという意見が述べられました。

(3) 貸金業法の成果を検証する～自殺対策

当連合会多重債務問題検討ワーキンググループ（WG）委員の辻泰弘会員（佐賀県）から、多重債務を原因とした自殺件数が統計をとりはじめた2007年の1973人から2011年には998人と半減したことの報告がありました。2012年は速報値で、1997年以來、15年ぶりに総計で3万人を割ったこと、減少率も過去最大であり、多重債務を原因とした自殺も大幅に

減る見込みであることの報告がありました。そして、この自殺の減少は、金融庁、内閣府、厚生労働省、地方消費者行政窓口などの省庁横断的取り組みと民間との有機的連携による効果と考えられることから、この対策を後退させてはいけないという意見を述べました。

(4) 改正貸金業法の残された課題～偽装質屋問題

同WG委員の青山定聖会員（熊本県）から、出資法の唯一の特例高金利（年109.5%）が認められている質屋営業の許可は受けているものの、ほぼ無価値な物品を預かって金員を貸し付ける偽装質屋業者の実態について報告がありました。そして、顧客は従来の日掛けと同様、厳しい元利金の取り立てを受けたり、実質的な年金担保貸付を行っており、これらの事件の解決、また、法改正への提言は貸金業法改正の残された課題であると位置づけました。

(5) 円滑化法の出口戦略

聖学院大学政治経済学部の柴田武男教授からは、地域の支援ネットワークの中核となる役割を担う認定支援機関の誕生が期待されること、また、金融機関の取引先企業の情報を提供させることにより、金融機関の囲い込み意識をどう打破していくかが重要であるとお話がありました。これを受けて、消費者金融の元被害者より、勤務先の実例として、事業再生には単独では困難なので、他企業との連携や、金融機関が保有している企業情報を活かし、企業間連携や設備の移管などを推進できれば存続できる中小企業はある等の報告がありました。

(6) 会場からの発言

続けて、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会の本多良男事務局長より、現在の利息制限法の金利年18%でも返済困難となっている事例を紹介され、これを年30%にあげたら、深刻な被害になるとの意見が述



べられました。

(7) 世界の金利規制

この後、同WGの事務局長を務めている筆者からは、英国の貧困問題、債務問題に10年以上関与され、2012年10月に来日された社会活動家のデーモン・ギボンズ氏が協力して作成されたThe Daily Mirror紙の世界の金利規制地図を紹介しました。この金利規制地図では、世界のヨーロッパ、アメリカ、カナダ、アフリカ、中南米、アジアの国々、合計33カ国の金利規制の現状について記載されており、唯一、金利規制のない国は英国だけで、金利規制は世界の常識と言っていい状況であると報告しました。

3 まとめ

最後に、同WG座長の新里宏二会員（仙台）からまとめとして、貸金業法の成果の検証（自殺対策）、課題（偽装質屋問題）、さらに、円滑化法の出口戦略の課題（認定支援機関の問題）に加えて、ギボンズ氏の、日本は金利を下げてでもヤミ金は増えなかった、過去の日本に関する英国での発表には誤りがある等と指摘した来日レポートへの言及があり、さらに、国会議員が指摘した貸金業法改悪阻止には議員の仲間を作ることの重要性が改めて確認されました。今回の院内集会の参加者は118名で、多数の参加を得ることができました。

多重債務部会
副委員長 和田聖仁（東京）

米国フランチャイズ調査の報告

■ 日本におけるフランチャイズに関するトラブル

日本では、フランチャイズ本部が、実態とかけ離れた収益予測を示して加盟店になるよう勧誘したり、契約締結後に仕入先の制限・営業時間の強制・値引販売の制限・多額のロイヤルティ等によって加盟店の事業活動を過大に拘束したり、既存の加盟店の近隣に同一のチェーン店を出店させて既存店の売上減少等を招いたり、中途解除する場合に巨額の違約金を課して加盟店を10数年もの長期間契約に拘束したり、本部の意に沿わない加盟店に対して一方的に更新拒絶すること等が問題になっています。

しかし、日本には、フランチャイズを直接規制する法律は、中小小売商業振興法しかありません。同法は、規制対象を小売業に限定し、サービス業は規制の対象外です。また、同法の事前開示規制は極めて不十分で、しかも、契約内容の規制には立ち入っていません。

■ 2 調査の目的

では、フランチャイズ発祥の地である米国では、フランチャイズをどのように規制しているのでしょうか。米国の現状を知り、日本で包括的なフランチャイズ規制法を制定する道筋を探るべく、当委員会独占禁止法部会のメンバーを中心に、長谷河亜希子弘前大学准教授等にも参加していただき、2012年6月3日～10日にかけて、米国のフランチャイズ制度の調査を行いました。

■ 3 米国の規制の概要

(1) フランチャイズ規制の大枠

フランチャイズの規制は、大きく、①契約内容に関する情報や本部の経営状態を契約前に示す開示規制と、②契約条件や契約の終了事由等の契約内容を規制する関係規制に分けることができます。

そして、日本の中小小売商業振興法は、上記のとおり、①小売業に限定した開示規制を定めるのみで、②関係規制に相当するものではありません。これに対し、米国の場合は、連邦法レベルと州法レベルで規制が異なります。

(2) 連邦法レベル

米国では、連邦法レベルでは、ガソリンスタンド等特定の業界のフランチャイズを規制する法律は存在しますが、フランチャイズを包括的に規制する法律はありません。しかし、規則レベルでは、日本の公正取引委員会に相当する連邦取引委員会（FTC）が、業種を問わない包括的な開示規制を行っています。FTCを訪問して運用状況を調査したところ、FTCは、FTC規則に基づく事前開示書面を平易なものにすることで開示の実効性を高め、また、加盟店向けのリーフレット等を作成して啓蒙活動を行っているとのことでした。

(3) 州法レベル

州法レベルでは、各州で規制のあり方が異なり、独自の開示規制を行っている州、関係規制を行っている州が存在します。

ア ニューヨーク州

米国最大の都市ニューヨークがあるニューヨーク州法の内容と実務については、加盟店側のフランチャイズ弁護士として著名なアインバインダー弁護士を訪問し、調査しました。ニューヨーク州法には詳細な開示規制が定められており、紛争防止と解決に大きな威力を発揮していますが、関係規制の定めはないとのことでした。

イ イリノイ州

シカゴの加盟店側のフランチャイズ弁護士として著名なカルソ弁護士を訪問し、イリノイ州法の内容と実務について調査しました。イリノイ州のフランチャイズ法は、開示規制のみならず、関係規制にも踏み込んでいる点が特徴です。州法で開示規制のみならず関係規制をも定めた州は、米国では、イリノイ州のほかは、カリフォルニア州等数州に限られており、イリノイ州法の規制は米国の州法の中でも先進的なものです。

■ 4 ロビー活動の必要性

シカゴでは、米国最大の加盟店団体であるアメリカンフランチャイジー協会（AFA）も訪問し、AFAの活動について調査しました。AFA

のスーザン理事長から、連邦フランチャイズ法の立法に向けたロビー活動の実務を主にお聞きしました。二大政党制が定着した米国では、各州に民主党側と共和党側の最低2名のロビイストを配置することがロビー活動の基本とのことでした。政治状況が混迷する日本では、米国のロビー活動がそのまま当てはまるわけではありませんが、法制定にかける情熱に学ぶところがありました。

■ 5 調査から学んだこと

今回の調査を通じて、米国においても、フランチャイズに関し、冒頭で述べた日本における紛争と同様の紛争が生じていることがわかりました。フランチャイズの問題点は、日米で共通しているようです。

しかし、問題に対する立法レベルでの対応については、米国では、州による差異はあるものの、包括的な開示規制があり、さらに、一部の州では関係規制もあることから、米国の方が総じて進んでいると言えます。

また、司法レベルでは、ディスカバリー制度がある米国とない日本の差も浮かび上がりました。例えば、本部側の売上予測に問題があることを立証するには本部側が予測の根拠として用いた資料が必要ですが、米国では、ディスカバリー制度を活用して、本部側の内部のやりとりのメール等を入手し、証拠として用いるとのことでした。米国の弁護士に、日本にはディスカバリー制度がないので本部側の内部メール等を入手することができないと話すと、それでは加盟店側が訴訟に勝てるわけがないと驚かれてしまいました。

今後の問題解決に向けて、立法面ではフランチャイズを包括的に規制する立法が、司法面ではディスカバリー制度等の証拠開示制度の充実が必要であることを、今回の調査を通じて痛感しました。

独禁法部会

佐藤千弥（東京）

保証制度の抜本的改正に向けての 地方議会への請願活動

1 保証契約の特色

個人で保証人となるのは、親類や知人から保証人となることを依頼された場合に、情誼から断ることが心理的に容易ではないことに起因していることがほとんどです（情誼性）。他方、保証契約は、危険の存否及び範囲の判断が比較的容易な対価的取引と異なり、契約の時点における保証債務の現実化が未必的であるだけでなく（未必性）、現実化した場合の結果の大小を正確に予測することが困難であるため（結果の不可視性）、危険性を過小評価して軽率に契約する傾向にあります（軽率性）。特に個人である保証人は、主債務者の履行能力や自らのリスクを把握する知識・経験・能力が十分ではなく、保証契約は、このような危険な取引類型であるにもかかわらず、保証人が対価を取得することは希であり、対価的均衡を完全に欠いています（無償性）。

2 保証被害の実情

他方、保証債務が現実化した場面では、保証人は、想定を超える債務の負担を強いられ、経済的な破綻を招くことが少なくありません。

例えば、当委員会編「2011年破産事件及び個人再生事件記録調査」によれば、破産においては約19%、個人再生においては約9%が保証等を原因としています。加えて、内閣府の「平成24年版自殺対策白書」によると、2011年の自殺者総数は約3万人であり、そのうちの原因・動機特定者において、経済・生活問題を原因とする自殺は約28%を占めています。法的倒産手続の原因に占める保証等の割合からすれば、経済・生活問題を原因とする自殺のうち、相当程度が保証を理由とするものと推測されます。

3 保証被害救済の取り組み

保証人の責任を軽減させるため、裁判実務でも、真意ではなく又は過大な保証契約を締結した保証人の保護について、錯誤論や信義則、公序

良俗違反、権利濫用などの一般原則による解決を指向するなど、幾多の努力が重ねられています。しかし、個人保証被害の抜本的な救済のためには、情誼性に基礎を置く前近代的な個人保証制度を原則として廃止する必要があります。また、個人保証が例外として許容される場合においても、その被害の拡大を防止するための制度を設ける必要があります。

この点、2006年以降、各地の信用保証協会は、保証申込のあった案件について、経営者本人以外の第三者を保証人として求めることを原則として行っていません。また、金融庁も、監督指針を改正し、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立」を明記し、民間の金融機関に対し、同原則に沿った対応を求めています。このように、一部の金融実務においては、経営者保証を除き、個人保証を不要とする実務慣行が生じつつあり、他方、これによって円滑な金融が妨げられるなどの弊害もみられていません。

4 民法（債権関係）の改正について

ご承知のとおり、現在、法制審議会民法（債権関係）部会において、民法（債権関係）の改正に関する検討がなされており、2013年2月26日、中間試案が公表されました。

保証制度の見直しは民法改正における重要論点の1つであり、当連合会は、2012年1月20日付け「保証制度の抜本的改正を求める意見書」において、個人保証の禁止や新たな保証人保護規定の創設など、保証制度を抜本的に改正することを求めているところですが、

しかし、前記中間試案においては、根保証に関する規律（民法465条の2、同条の4）の適用範囲を拡大し、保証人が個人である根保証契約一般に適用するものとした他は、以下の重要な論点については、あくまで引き続き検討するとされており、なお

限定的な改正にとどまるおそれがあります。

- ① 保証契約を無効とするかどうか（主債務に貸金債務等を含む根保証契約や事業者の貸金債務等を主債務とする保証契約で、保証人が主債務者のいわゆる経営者ではない場合）。
- ② 保証契約の取消しを認めたり遅延損害金の請求を制限するかどうか（事業者である債権者に一定の説明義務を課し、その違反があった場合）。
- ③ 保証債務の減免等の責任制限の方策を設けるかどうか（例えば、主債務の内容、保証契約に至る経緯、その後の経過、保証期間、保証人の支払能力その他一切の事情を考慮して裁判所が保証債務の額を減免できるようにする）。

5 地方議会への請願活動の重要性

今後、2013年4月1日から同年6月3日まで前記中間試案に対するパブリックコメントの手続が実施されることになっており、弁護士ひとりひとりと弁護士会はもちろん、各地方議会から国に対し幅広く意見発信を行うことが重要となります。その際、各弁護士会において、各地方議会に対し、個人保証の原則禁止規定や、例外として許容される保証における新たな保証人保護規定を設けることを求める旨の意見書を国会に提出することを求める請願活動に一層取り組んで頂きたいと思えます。こうした請願活動は、上限金利引下げ運動や割賦販売法改正運動の際にも行われ、画期的な法改正の実現に大きな役割を果たしたことは記憶に新しく、今回も、国による実効的支援等を引き出すために重要な役割を果たすものと期待されます。

各弁護士会における積極的な取り組みを改めてお願い申し上げます。

多重債務部会
鈴木嘉夫（大阪）

事件情報

大阪

地方自治体の投資被害事案で、専属的管轄合意の効力を認めず自治体に有利な移送決定をした事例 大阪高裁平成25年1月7日決定（確定）

1 この事例の基本事件は、日興証券と三井住友銀行が仕組型金融商品を自治体用に開発し、兵庫県朝来市（人口33,000人）に向けて行った販売勧誘に「適合性原則違反」「説明義務違反」「指導助言義務違反」があったとして、同市が、2012年6月25日、前掲2社に対し総額約5億3500万円の賠償請求訴訟を大阪地裁へ提訴した訴訟です。同地裁に提訴したのは、総合紛争解決センター（大阪弁護士会館内）における和解あっせん手続が不調に帰した事情から、応訴管轄を見込んでのことでした。前掲2社は、当事者間に（紛争前）専属的管轄合意があるとして、東京地裁への移送を申立てました。やむなく朝来市側は、違法行為が前掲2社の神戸支店によって同市の庁舎内でその役職員に向けて行われ、損害が同市に発生しているとして、法定管轄に基づき神戸地裁への移送を申立てました。大阪地裁は、前記合意の存在を重視して東京地裁への移送を決定したため、朝来市側が即時抗告したのが本件移送事件です。

2 前掲2社は、前記合意の存在を強調するとともに、弁論準備手続等の柔軟な利用により迅速審理ができる等と主張しました。しかし、大阪高裁は、原告主張を受け入れて、本案訴訟の事案内容に地元住民の注目が集まっており、傍聴希望者も多いと思われるとした上、「主張整理を行うに

際しても、原則非公開である弁論準備手続よりも、公開の法廷で行われる準備的口頭弁論手続において行うことが適切（との原告主張にも相応の理由がある）」等として原決定を取消し、神戸地裁への移送を決定しました。前掲2社は最高裁への許可抗告を申立てましたが、大阪高裁は許可せず、神戸地裁への移送が確定しました。

3 民訴法17条の改正・設置の趣旨を踏まえ、消費者と事業者の係争事件では、訴訟弱者であることの多い消費者の訴訟利益を重視して、移送の決定（あるいは移送申立の却下）が行われることが多くなっていますが、自治体と大規模事業者との係争事件で、専属的管轄合意を実質否定して、自治体側に有利に移送決定が行われたのは本件移送事件が初めてです。今後、消費者事件においても、より幅広く民訴法17条が運用されることに役立つ参考判例と考えます。他に、中小事業者と大規模事業者との係争事件において、前者の利益を重視して移送先を決定したものとして、東京高裁平成12年10月18日決定（金融商事判例誌第1147号収載）があります。

三木俊博（大阪）

愛知

専門学校の学費不返還特約について適格消費者団体による差止請求が認容された判決 名古屋地裁平成24年12月21日判決（被告控訴）

1 2012年12月21日、名古屋地裁は、適格消費者団体あいち消費者被害防止ネットワーク（通称：ACネット）が学校法人モード学園傘下の専門学校名古屋医専に対して提訴した差止請求訴訟において、ACネットの請求（学費不返還条項を含む在学契約の申込み又はその承諾の意思表示等の差止め請求）を認容する判決を下しました。

2 被告学校は、「AO入試、推薦入試、専願での一般・社会人入試及び編入学によって入学を許可された場合、納入後の学費は理由のいかんにかかわらず返金できません。」との条項（以下、「本件条項」と言います。）を用いています。このような学費不返還条項については、最高裁第二小法廷平成18年11月27日判決が、消費者契約法9条1号との関係で、(1)合格者が当該大学に入学することが客観的に高い蓋然性をもって予測される時点よりも前の時期における在学契約の解除（入学年度開始日前日までの解除）は、原則として大学に平均的損害は生じないが、(2)同時点以降の時期における解除（入学年度開始日以降の解除、推薦入試など他の多くの受験生よりも一般に早期に有利な条件で入学できる地位を得ている者による解除）は、他の入学試験等で代わりの入学者を通常容易に確保できる時期を経過していないなど特段の事情がない限り、平均的損害が生じ、

返金請求は認められないと判示していました。

3 被告学校では、5月からAO入試が始まり、その後は翌年3月まで月2日程度の頻度で入試が実施されていました。そのため、早期の合格者が入学を辞退しても後の入試で代替合格者を確保できることは明らかであり、被告学校が提出した証拠からも後の入試で入学辞退者の穴埋めをしていることが確認できました。つまり、入学辞退の時期によっては、上記(2)の「特段の事情」が認められ、被告学校に平均的損害が生じていない場合があるということになります。本判決は、被告学校の入学資格・修業年数・入学年度開始時期・併願受験可能状況等を大学と比較し、被告学校を大学の場合と別異に解する理由はないとした上で、一律に学費の返還を拒む本件条項を無効と判断し、ACネットの請求を認容したのです。

4 専門学校の中には、本件のような学費不返還条項のようなものを用いるところもまだ多く見受けられるため、本判決は業界に大きな影響を与えたと思います。本判決は被告により控訴されました。控訴審で逆転されないよう引き続き注意深く訴訟追行したいと思います。

小田典靖（愛知）

大阪

信用取引を中心とする株式取引につき適合性原則違反、過当取引を理由とする不法行為責任を認めた判決 大阪地裁平成25年1月11日判決（被告控訴）

1 原告は30歳代の女子大学卒業後、非常勤職員をしていた女性です。年の離れた姉は早くに独立、両親と同居しており、両親が亡くなった後は1人暮らしで、資産は両親から相続した株式等金融資産と自宅です。本件取引以前は、中国ファンド、投信、株式等が若干ある程度でした。本件取引前の2か月前に作成された顧客カードには、安定重視、中長期投資と記載されていました。

本件株式の取引の経過は以下のとおりです。

2 原告については信用取引開始の少し前から、値動きの激しいIT銘柄やハイリスク型投資信託の短期取引がなされ、信用取引開始後は取引回数が毎月倍々ゲームのように増加していき、その取引の中には、建ててその日に落す日計、仕切ったその日に建てる直し、取引の損益自体はプラスだが手数料を勘案すると損になる不拔けも含まれていました。これらは商品先物取引において、業者に有利で顧客に不利な問題取引とされているものです。さらに平成15年10月には、同年7月に差し入れた代用有価証券の株式（相続した株）を売却し、IT銘柄に乗換え、そのIT銘柄の株式を代用有価証券として、さらに同じ銘柄を信用買建する

という2階建てを行っています。2階建はリスクの高い取引手法であり、説明書でも建玉制限することがあると警告されています。そして、同年11月には、そのIT銘柄の株式が暴落して、大きな損失を被ってしまいました。

その後も、多数銘柄の短期取引が頻繁に行われ、取引全体で言えば、取引回数637回、取引銘柄76、損失は約6000万円、保有期間10日以内が63%、手数料約3410万円（対損害比率55%）、回転率年間17回、日計18回・直し23回というものです。

3 裁判所は①本件取引開始以後の経緯、②本件取引の取引回数、保有期間、手数料比率、回転率、日計・直し、③投資意向に沿わない取引、④担当者の言いなりになっていた実態等に照らすと、本件取引は全体として、適合性原則に違反し、過当に行われたもので、不法行為を構成すると判断して証券会社に損害賠償責任を認めました（過失相殺4割）。

内橋一郎（兵庫県）

大阪

野村証券による仕組債の販売に関して説明義務違反を認め、逆転勝訴した判決 大阪高裁平成24年5月22日判決（金融・商事判例1412号24頁。上告不受理により確定）

1 証券会社が、投資経験に乏しい公益法人、学校、地方公共団体等に安全で金利の高い商品であると称して売り込んだ仕組債のため、日本中で大規模な被害が生じています。仕組債はリスクの高い極めて不合理なデリバティブ商品です。証券会社は、深刻なリスクを理解できない顧客の無知に乗じて売りこみ、顧客を犠牲にして莫大な利益を得ています。

2 問題となった仕組債は複数ありますが、期間が3年ないし5年で、クーポンは一見高率であるが不確定で、元本は、株価指数が期間中一度でも一定価格（ロックイン価格）まで下落したときは、満期償還額が償還時の株価指数の当初指数に対する下落率の2倍に連動し、一方指数が上昇したときは早期償還されてしまい、上昇による利益は得られないというものです。

仕組債は、一見すると安全で有利な商品に見えるものの、極めて巧妙にリスクを見えにくくした詐欺的な商品です。相場の上下は誰にも予想できず、損するか得するかは購入者も証券会社も同じ立場だと考えるのは間違いです。証券会社は、金融工学の助けを借りてリスクを計算し尽くして顧客にリスクを押しつける仕組債を組成しています。情報

が非対称で、顧客は最初から負けることが決まっている賭博をさせられているのです。

3 筆者は、購入させられた仕組債を、逆に金融工学の助けを借りて分析して、いかに不合理な商品であるかを主張立証しました。判決は、公序良俗違反の主張は認めなかったものの、株式を取得するよりも不利で、リターンよりリスクが大きい面があるのにそれが見えにくいといった本件仕組債の不合理性を指摘し、売り込むのであれば、そのようなリスクを十分に理解させるための説明が必要であるとして、高度な説明義務を課しました。事実上、そのような商品を売り込むべきではないというに等しい判決でした。利金を損益相殺すべきでない」と判示した点も注目すべきです（ただし、過失相殺5割）。

4 本判決は、証券会社に高度な説明義務を課した点で画期的なものだと思います。仕組債に関する訴訟は、適合性原則違反と説明義務違反を問題にするという枠組は変わらないものの、前提となる商品の不合理性（公序良俗違反）を問題とすることが大切だと思います。

栄枝明典（第二東京）

消費者問題 文献・催事紹介

文献紹介 消費者法講義・第4版

本書は、初版出版以降、各地の法科大学院の「消費者法」の講義で活用されるとともに、ボリュームある消費者法をコンパクトにまとめたものとして研究者・実務家にも好評を得てきましたが、2009年9月に第3版が出版されてから3年半が経ちました。

この間、消費者庁が創設され、特定商取引法・割賦販売法の大改正の施行を始め、消費者関係の法改正や重要な判例の蓄積がありました。

そこで最新の情報を盛り込むとともに、安全のための法制度、消費者紛争解決手続、消費者行政と消費者政策という章を新たに増設して、第4版として出版することになりました。

ますます重要で複雑になる消費者法の最新の内容について、実務家の視点から概観することができるテキストとなっています。

B5判 4830円(税込)
日本弁護士連合会編 日本評論社



文献紹介 消費者六法〔2013年版〕—判例・約款付—

本六法は、消費者問題に携わる場合に必須と思われる法令、判例、書式、約款、自主規制等を収録した実務六法です。

法令編では、訪問購入に対する規制を導入した改正特定商取引法、抜本的な改正が行われた動物の愛護及び管理に関する法律、隙間被害への対応・消費者安全調査委員会設置に係る消費者安全法の改正に対応しており、フィッシング詐欺を対象とした不正アクセス禁止法等も新規収録しています。重要な法律については政省令・通達の関連部分までまとめて掲載しています。判例編では、

実務の指針となる基本判例要旨を関連分野ごとに整理しています。

編集代表 甲斐道太郎・松本恒雄・木村達也
発行 (株)民事法研究会
定価 5040円(税込)
A5判・1450頁



催事 シンポジウム「韓国フランチャイズ法制調査報告と日本のあるべきフランチャイズ法制」

日時：2013年4月25日(木) 18時～20時 場所：弁護士会館17階1701会議室
主催：日本弁護士連合会 問合せ先：日弁連人権部人権第二課 TEL 03-3580-9982

独禁法部会では、米国に続き、韓国フランチャイズ法制調査を2013年2月に行いました。韓国では、2002年に制定された加盟事業法が2007年に改正され、①加盟本部は公正取引委員会に事前登録した情報公開書を加盟者の勧誘時に開示する義務がある、②加盟者は加盟金を預託し、営業開始または契約締結後2か月が経過しないと加盟本部が加盟金を受領できない、③公正取引調整院が紛争解決にあたるようになりました。本シンポジウムではこれらの先進的システムがどのように機能しているかを報告し、日本のフランチャイズ規制法制定にどのように取り入れるかを議論します。多くのフランチャイズ関係者・立法関係者の参加を期待します。

催事 第24回夏期消費者セミナー開催のお知らせ「多様化した墓・葬儀のサービスをめぐる消費者トラブル～老いと死の準備を考える～(仮)」

日時：2013年7月13日(土) 正午～午後4時30分 場所：日比谷図書文化館地下1階 日比谷コンベンションホール
主催：日本弁護士連合会 問合せ先：日弁連人権部人権第二課 TEL 03-3580-9968 FAX 03-3580-2896

超高齢化社会を迎えている現在、お墓・葬儀のサービスは多様化し、トラブルも急増しており、国民生活センターでも本年1月13日にこれらの相談の件数、傾向などが報告されている状況です。これらの契約関係については、実際には法律も整備されておらず、非日常的な契約であることからどのように対処して良いのかもわかりにくい分野と思われま。いかに安らかな最後を迎えるか、どのようにしたら大切な家族を安心して見送ることができるか、最新の相談事例やトラブル防止に向けた自治体の取り組みなども紹介しつつ、老いと死の準備に向けて起きる法律問題を検討したいと思います。

編 ■ 集 ■ 後 ■ 記

知人が危うく振り込め詐欺に引っかかりそうになりました。電話がかかってくる前夜、同居の息子が深夜にタクシーで帰宅したことが伏線になりました。翌朝、息子が勤務先に着いたと思われる時間帯に息子を名乗る男から、お決まりの電話がかかります。「たべ、1時頃タクシーで家に帰ったんだけど、鞆を忘れた。警察に届けたら、携帯は悪用されないように止めた方がいいと言われた

からお母さんから手続をしてくれる？」
知人は、すぐに電話会社に電話をして携帯を止めました。深夜にタクシーで帰宅したことは事実だったため、ここですっかり信用してしまったのです。その後は、不合理なことも全く疑わなくなりました。しかも、携帯電話という最も重要な連絡手段を最初に奪われたのです。何とも見事な詐欺のテクニックです。

そこまでいいようにコントロールされたのに、なぜ知人は被害を逃れることができたのでしょうか。その理由は、知人が息子の勤務先に電話をして息子呼び出し、携帯電話の解約ができたことを報告したからです(笑)。

家族内での日頃の良好な信頼関係と携帯電話だけに頼らないバランス感覚の大切さを改めて感じたできごとでした。
末吉宜子(東京)

発行：日本弁護士連合会消費者問題対策委員会 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 TEL：03-3580-9841 FAX：03-3580-2896
〔消費者問題ニュース〕は再生紙を使用して作成しています。